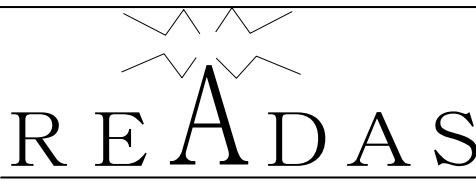


第 5051 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 8月21日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 消費税のみなし仕入率

Q：消費税にみなし仕入率という制度があるようですが、どのような制度なのですか？

A：次のような制度です。

【解説】

消費税の簡易課税制度には、みなし仕入率という制度があり、業種によって第1種事業から第5種事業（卸売業は第1種、小売業は第2種のように）に区分され、その区分ごとにみなし仕入率が定められており、売上ごとにそれぞれの仕入率（第1種は90%、第2種は80%のように）を適用して仕入れに係る消費税額を計算することになっています。

そして、2種類以上の事業を営む場合において、そのうちの1つの事業の課税売上高が全体の75%以上を占めるときは、その事業のみなし仕入率を課税売上高の全額に対して適用することが認められています。

また、3種類以上の事業を営んでいる場合には、上位2種類の事業の課税売上高が全体の75%以上であれば、その2種類のうちみなし仕入率の高い方の事業に係る課税売上高については、そのみなし仕入率を適用し、それ以外の事業に係る課税売上高については、その2種類のみなし仕入率のうち低い方のみなし仕入率を適用して計算することが認められています。

みなし仕入率にこれらの75%ルールを適用するかどうかは選択適用することができます。

